

# 小学校 学習指導要領の改訂及び 新教育課程編成・実施のポイント (体育)

平成29年12月  
大分県教育委員会

1

## 第1章 総説

### 1 改訂の経緯及び基本方針 [HP版解説:P.1～5]

#### (1) 改訂の経緯 [HP版解説:P.1～2]

グローバル化の進展

人工知能(AI)の進化

予測が困難な時代に

#### これからの時代に求められる資質・能力 ～学校教育に求められること～

- 様々な変化に向き合い、**他者と協働して課題を解決**していくこと
- 様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして**新たな価値**につなげていくこと
- 複雑な状況の変化の中で**目的を再構築**することができるようにすること

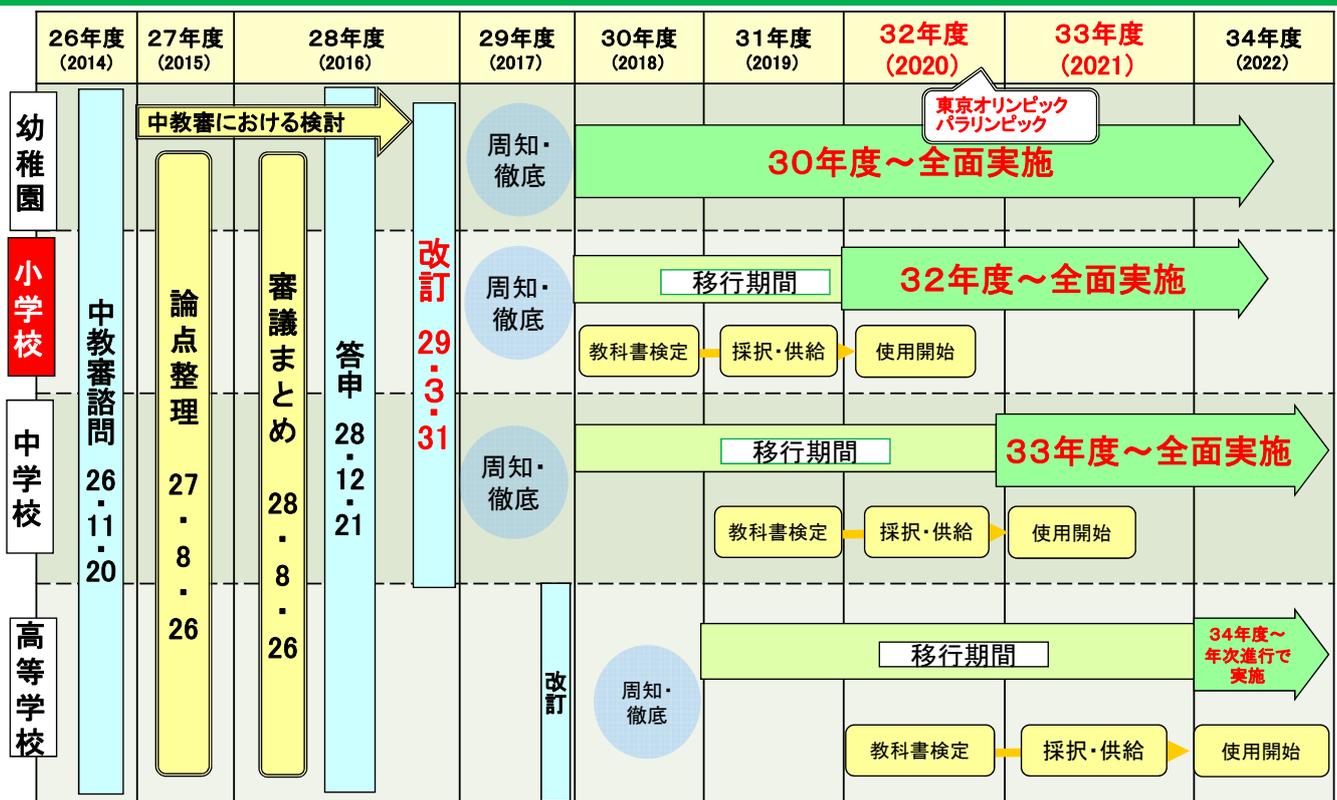
#### 中央教育審議会答申

目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「**社会に開かれた教育課程**」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が**幅広く共有**し活用できる「**学びの地図**」としての役割を果たすことができるよう、**次の6点にわたって学習指導要領の枠組みを改善**するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「**カリキュラム・マネジメント**」の実現を目指す。

- ① 「**何ができるようになるか**」 (育成を目指す資質・能力)
- ② 「**何を学ぶか**」 (教科を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「**どのように学ぶか**」 (各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「**子供一人一人の発達をどのように支援するか**」 (子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「**何が身に付いたか**」 (学習評価の充実)
- ⑥ 「**実施するために何が必要か**」 (学習指導要領の理念を実現するために必要な方策)

2

# 【参考】新学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

## 第1章 総説

前ページから  
続く

### 1 改訂の経緯及び基本方針 [HP版解説:P.1~5]

#### (2) 改訂の基本方針 [HP版解説:P.2~5]

##### ① 今回の改訂の基本的な考え方 (一部抜粋) [HP版解説:P.2~3]

- ア 「社会に開かれた教育課程」を重視
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視
- ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、**体育・健康に関する指導の充実**

##### ② 育成を目指す資質・能力の明確化 [HP版解説:P.3] **知・徳・体「生きる力の育成」**

中央教育審議会においては、「生きる力」をより具体化し、教育課程を通して育成を目指す資質・能力を

- ア 「何を理解しているか、何ができるか」 (生きて働く「**知識・技能**」の習得)
- イ 「理解していること・できることをどう使うか」 (未知の状況にも対応できる「**思考力・判断力・表現力等**」の育成)
- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」 (学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力・人間性等**」の涵養)

の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、三つの柱で再整理した。

## 1 改訂の経緯及び基本方針 [HP版解説:P.1~5]

## (2) 改訂の基本方針 [HP版解説:P.2~5]

## ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 [HP版解説:P.4~5]

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた**授業改善**（アクティブ・ラーニングの視点に立った**授業改善**）を推進することが求められる。（以下省略）

- イ 児童生徒に目指す資質・能力を育むために「**主体的な学び**」、「**対話的な学び**」、「**深い学び**」の**視点で、授業改善を進めるもの**であること。
- ウ 各教科等において通常行われている**学習活動**（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の**質を向上させることを主眼とするもの**であること。
- エ **単元や題材など内容や時間のまとまりの中で**、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかを考え、**実現を図っていくもの**であること。
- オ 深い学びの鍵として「**見方・考え方**」を働かせることが重要になること。各教科等の「**見方・考え方**」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という**その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方**である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「**見方・考え方**」を**自在に働かせることができるようにする**ことにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- カ **基礎的・基本的な知識及び技能の習得**に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する<sup>5</sup>こと。

## 1 改訂の経緯及び基本方針 [HP版解説:P.5]

## (2) 改訂の基本方針 [HP版解説:P.2~5]

## ④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進 [HP版解説:P.5]

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的**な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を**評価してその改善を図っていく**こと
- ・教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制を確保**するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき**組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく**こと

## ⑤教育内容の主な改善事項 [HP版解説:P.5]

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

【参考】

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共  
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を  
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・  
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習  
得など，新しい時代に求め  
られる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質の  
高い理解を図るための学習  
過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

【参考】

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には，児童生徒の学習状況を検証し，結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては，学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
→きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の  
4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点到に沿っ  
た整理を検討】

学力の3要素  
(学校教育法)  
(学習指導要領)

知識及び技能

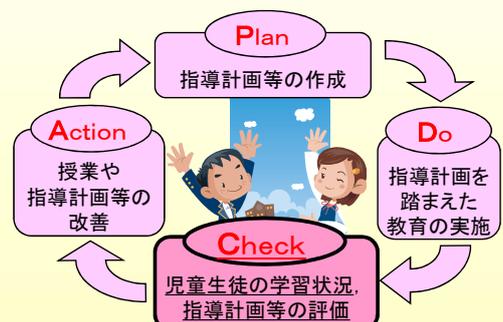
思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて，学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること，学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



## ポイント①

### I 改訂の概要

#### 2 改訂の趣旨及び要点

- ・ 体育科，保健体育科の成果と課題，そこから求められる改善の方向性を示している

HP版解説：P.6～17

#### (1) 改訂の趣旨 P. 6～9

中央教育審議会答申より

##### ① 平成20年度改訂の学習指導要領の成果と課題 P. 6

- 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まった
- 体力の低下傾向に歯止めが掛かった
- 『する，みる，支える』のスポーツとの多様な関わりの必要性や公正，責任，健康・安全等，態度の内容が身に付いている
- 子どもたちの健康の大切さの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いている
- 習得した知識や技能を活用して課題解決すること
- 学習したことを相手に分かりやすく伝えること
- 運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られる
- 子供の体力について，低下傾向には歯止めが掛かっているものの，体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると，依然として低い状況が見られる
- 健康課題を発見し，主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり，社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要

##### ② 改訂の基本的な考え方 P. 6～7

- 三つの資質・能力を育成することを目標として示す
- 三つの資質・能力を確実に身に付けるために，その関係性を重視した学習過程を工夫
- 小学校，中学校，高等学校を通じて系統性のある授業ができるように示す必要

9

前ページから  
続く

#### ③ 改善の具体的事項 P. 7～8

ア 運動領域においては，「運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』，『思考力・判断力・表現力等』，『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から，内容等を改善を図る。また，保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

- ・ 全ての児童が，楽しく，安心して運動に取り組むことができるようにし，その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際，特に，運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。
- ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については，児童の発達の段階に応じて，ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ，スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。

イ 保健領域においては，「身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な『知識・技能』，『思考力・判断力・表現力等』，『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から，内容等の改善を図る。その際，自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに，『技能』に関連して，心の健康，けがの防止の内容の改善を図る。

ウ 体力の向上については，心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ，「体づくり運動」の学習を通して，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，様々な基本的な体の動きを身に付けるようにするとともに，健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。また，「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても，学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。

- ① 運動領域においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること。
- ② 「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図ること。
- ③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して、改善を図ること。
- ④ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図ること。
- ⑤ 生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善すること。（保健領域）
- ⑥ 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善すること。（保健領域）

【参考資料】(イ)12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

小学校		中学校		高等学校			
1. 2年	3. 4年	5. 6年	1. 2年	3年	入学 年次	次の 年次	それ 以降
各種の運動の基礎を 培う時期		多くの領域の学習を 経験する時期		卒業後も運動やスポーツに 多様な形で関わることを できるようにする時期			
体づくりの 運動遊び	体づくり運動	体づくり運動		体づくり運動			
器械・器具を使っ ての運動遊び	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	器械運動	
走・跳の運 動遊び	走・跳の運動	陸上運動	陸上競技	陸上競技	陸上競技	陸上競技	
水遊び	水泳運動	水泳運動	水 泳	水 泳	水 泳	水 泳	
表現・リズム 遊び	表現運動	表現運動	ダンス	ダンス	ダンス	ダンス	
ゲーム	ゲーム	ボール運動	球 技 武 道	球 技 武 道	球 技 武 道	球 技 武 道	
				体育理論		体育理論	
保健領域		保健分野		科目保健		12	

これまで一文で示されていた目標を三つの柱で整理した。

現行 目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

新 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

柱書き

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

学びに向かう力、人間性等

ポイント②-2

前ページから  
続く

「体育の見方・考え方を働かせる」とは HP版解説：P. 19

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、**自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること**」

【実態】

- ・運動する子供とそうでない子供の二極化傾向
- ・様々な人々と協働し自らの生き方を育んでいくことの重要性

【求められること】

- ・体力や技能の程度、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの特性や魅力を実感したり、運動やスポーツが多様な人々を結び付けたり豊かな人生を送ったりする上で重要であることを認識したりすること
- ・自己の適正等に応じた多様な関わり方を見いだすことができるようになること

「保健の見方・考え方を働かせる」とは HP版解説：P. 19～20

疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、**疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること**」

【課題】

- ・社会の変化に伴う現代的な健康に関する課題の出現
- ・情報化社会の進展により様々な健康情報の入手が容易になる

【求められること】

- ・児童が生涯にわたって正しい健康情報を選択したり、健康に関する課題を適切に解決したりすること
- ・疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、さらには健康を支える環境づくりを目指して、情報選択や課題解決に主体的に取り組むことができるようにすること

ポイント③

各学年の目標

HP版解説 P.37・67・111

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
(1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。	(1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	(1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
(2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見つけ、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見つけ、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
(3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。	(3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。	(3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

知識及び技能

思考力, 判断力, 表現力等

学びに向かう力, 人間性等

参考

内容の構成（運動領域） 例：第3学年及び第4学年

HP版解説：P.95～100

E ゲーム

領域名

前文

運動の特性、身に付けさせる力、求められること、指導上の留意点 等

〇〇について、次の事項を身に付けられるよう指導する。

(1) 知識及び技能

(1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。(略)

「知識及び技能」の内容

高学年：楽しさや喜びを味わい  
低学年：楽しさに触れ

内容

指導内容, 例示, **運動が苦手な児童への配慮の例**

(2) 思考力, 判断力, 表現力等

(2) 規則を工夫したり、ゲームの型に応じた簡単な作戦を選んだりするとともに、考えたことを友達に伝えること。

「思考力, 判断力, 表現力等」の内容

高学年：ルール  
低学年：簡単な規則

内容

指導内容, 例示

(3) 学びに向かう力, 人間性等

(3) 運動に進んで取り組み、規則を守り誰とでも仲良く運動をしたり、勝敗を受け入れたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に気を付けたりする。

学びに向かう力, 人間性等の内容

高学年：ルール

内容

指導内容, **運動に意欲的でない児童への配慮の例**

G 保健

領域名

単元名

(3) 病気の予防

(3) 病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
 ア ○○について理解すること。  
 (ア)～(オ)  
 イ ○○とともに、それを表現すること。（途中略）

前文

指導上の留意事項、単元の構成等

表

ア 知識

内容

「心の健康」及び「けがの防止」では、「知識及び技能」

「知識」の指導内容

イ 思考力、判断力、表現力等

内容

「思考力、判断力、表現力等」の指導内容、例示等

保健領域では、「学びに向かう力、人間性等」の内容はない。

ポイント④ー1

A 体づくりの運動遊び(低学年)・体づくり運動(中学年・高学年) (主な変更点)

ア 体ほぐしの運動遊び(運動) (低・中学年)

(1) 知識及び運動 ※ (従前) 運動

旧：「心と体の変化に気付いたり、体の調子を整えたり、みんなでかかわり合ったりするための手軽な運動や律動的な運動をすること」

新：「手軽な運動遊びを行い、心と体の変化に気付いたり、みんなで関わり合ったりすること」

⇒「調子を整える」を削除

⇒「手軽な運動遊び」に「律動的な運動を」含めた

イ 多様な動きをつくる運動遊び(運動) (低中学年)

低学年 体のバランスをとる動き、体を移動する動き、用具を操作する動き、力試しの動きをすること。  
 中学年 体のバランスをとる動き、体を移動する動き、用具を操作する動き、力試しの動きをし、それらを組み合わせること。

⇒「力試しの動き」を目標に追加

イ 体の動きを高める運動(高学年)

※ (従前) 体力を高める運動

- ・ 2学年間にわたって指導するもの【低・中・高】
- ・ 体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導するもの【高】
- ・ 「体ほぐしの運動」と「不安や悩みなどへの対処」相互の関連を図って指導するもの【高】

**B 器械運動系（主な変更点）**

(1) **知識及び技能** ※（従前）技能 **（中・高学年）**

HP版解説：P. 79・123

ア マット運動では、回転系や技巧系の基本的な技  
 イ 鉄棒運動では、支持系の基本的な技  
 ウ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技

**技の系・群・グループ**

- ・マット運動：回転系（接点技群：前転・後転グループ技，ほん転技群：倒立回転，はね起きグループ技）と技巧系（平均立ち技群：倒立グループ技）
- ・鉄棒運動：支持系（前方支持回転技群：前転・前方足掛け回転グループ技，後方支持回転技群：後転・後方足掛け回転グループ技）
- ・跳び箱運動：切り返し系（切り返し跳びグループ技）と回転系（回転跳びグループ技）

**C 陸上運動系(知識及び技能の内容 主な変更点)**

(1) **知識及び技能** ※（従前）技能 **（中・高学年）**

HP版解説：P. 87・129

ア バトンの受け渡し（中学年），滑らかなバトンの受け渡し（高学年）

【運動領域の内容】HP版解説P.30

児童の投能力の低下傾向が引き続き深刻な現状にあることに鑑み，遠投能力の向上を意図し，「内容の取扱い」に「**投の運動（遊び）**」を加えて扱うことができるようにした。遠くに力いっぱい投げることに主眼を置き，投の粗形態の獲得とそれを用いた遠投能力の向上を図ることが主な指導内容となる。

**D 水泳系運動(主な変更点:名称)**

HP版解説：P. 54～・90～・134～

		新学習指導要領(H29)	旧学習指導要領(H20)
低学年	領域名	水遊び（従来通り）	水遊び
	内容	「 <b>水の中を移動する運動遊び</b> 」 「 <b>もぐる・浮く運動遊び</b> 」	「水に慣れる遊び」 「浮く・もぐる遊び」
中学年	領域名	<b>水泳運動</b>	浮く・泳ぐ運動
	内容	「 <b>浮いて進む運動</b> 」 「 <b>もぐる・浮く運動</b> 」	「浮く運動」 「泳ぐ運動」
高学年	領域名	<b>水泳運動</b>	水泳
	内容	「クロール」 「平泳ぎ」 「 <b>安全確保につながる運動</b> 」	「クロール」 「平泳ぎ」

- ・水中からのスタートを指導するものとする。また，学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。【高】（P. 158）
- ・適切な水泳場の確保が困難な場合にも，心得については，必ず取り上げること。（P. 167）
- ・「なお，**着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方**については，安全確保につながる運動との関を図り，各学校の実態に応じて積極的に取扱うこと。」【高】（P. 136）

## E ボール運動系(主な変更点)

(1) **知識及び技能** ※(従前)技能

HP版解説：P. 96・139

ア 基本的なボール操作と攻めや守りの動きによって～(略)(低学年)  
 ア 基本的なボール操作とボールを持たないときの動きによって～(略)(中・高学年)  
 ※従前は、「と」の部分が「や」であった。

学年	内容	新学習指導要領(H29)	旧学習指導要領(H20)
中学年	ア ゴール型ゲーム	(略)易しいゲーム <b>及び</b> 陣地を取り合って得点ゾーンに走り込むなどの易しいゲームをすること。	(イ)ゴールにシュートを <b>したり</b> 、陣地を取り合って得点ゾーンに走り込んだりするゲームをする。
高学年	ア ゴール型 イ ネット型 ウ ベースボール型	アはバスケットボール及びサッカーを、イはソフトバレーボールを、ウはソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えて <b>ハンドボール、タグラグビー、フラグフットボールなどア、イ及びウの型に応じた</b> その他のボール運動を指導することもできるものとする。(略)	アはバスケットボール及びサッカーを、イはソフトバレーボールを、ウはソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えて <b>それぞれの型に応じたハンドボールなどの</b> その他のボール運動を指導することもできるものとする。(略)

21

## F 表現運動系

HP版解説：P. 66・109・143

従前どおり「内容の取り扱い」に以下を示した。

- ・低学年：「リズム遊び」について、簡単なフォークダンスを**含めて**指導することができる。
- ・中学年：「表現」及び「リズムダンス」について、学校や地域の実態に応じてフォークダンスを**加えて**指導することができる。
- ・高学年：「表現」及び「フォークダンス」学校や地域の実態に応じてリズムダンスを**加えて**指導することができる。

## <オリンピック・パラリンピックに関する指導>

HP版解説：P. 13

各運動領域の内容と関連を図り、**ルールやマナーを遵守**することや**フェアなプレイ**を大切にすることなど、児童の発達段階に応じて、運動を通して**スポーツの意義や価値**等に触れることができるようにすることを、新たに「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

22

G 保健 第3学年・4学年

第3学年・4学年では、「健康な生活」及び「体の発達・発育」の知識と思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。

ア 知識における主な変更点（イ 思考力、判断力、表現力等は、新設）

内容	新学習指導要領(H29)	旧学習指導要領(H20)
健康な生活 (ア)健康な生活	(ア)健康な生活	ア 健康な生活とわたし
健康な生活 (イ)1日の生活の仕方	運動, 食事, 休養及び睡眠	食事, 運動, 休養及び睡眠
健康な生活 (イ)1日の生活の仕方	日常生活に運動を取り入れることの大切さについても触れるようにする。	
体の発育・発達 (イ)思春期の体の変化	個人差があるものの	個人によって早い遅いがあるものの
体の発育・発達 (ウ)体をよりよく発育・発達させるための生活	・運動, 食事, 休養及び睡眠 ・その際, 運動については, 生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されること, (略)	・食事, 運動, 休養及び睡眠

- ・(1)健康な生活を第3学年で、(2)体の発育・発達を第4学年で指導するものとする。
- ・「体の発育・発達」については、児童が知識を習得したことを、運動領域の「A体づくり運動」を通じて行うなど、運動と健康との関連について具体的な考えをもてるよう配慮することが大切。(途中略)
- ・授業時数は、2学年間で8単位時間程度とすること。
- ・効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

G 保健 第5学年・6学年

第5学年・6学年では、「心の健康」、「けがの防止」の知識及び技能、「病気の予防」の知識と、それぞれの思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。

ア 知識における主な変更点（イ 思考力、判断力、表現力等は、新設）

内容	新学習指導要領(H29)	旧学習指導要領(H20)
(1)心の健康 (ア)心の発達	ア 心の発達及び不安, 悩みへの対処について理解できるようにするとともに, 簡単な対処をすること。(新設)	ア 心の発達及び不安, 悩みへの対処について理解できるようにする。
(1)心の健康 (イ)心と体の密接な関係	(イ) 心と体には, 密接な関係があること。	イ 心と体は, 相互に影響し合うこと。
(1)心の健康 (ウ)不安や悩みへの対処	(略)~, 呼吸法を行うなどによって気持ちを楽にしたり, ~(略) (新設)	
(1)心の健康 (ウ)不安や悩みへの対処	体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などを行うことができるようにする。	
(2)けがの防止 (イ)けがの手当て	(略)~, 実習を通して, 傷口を清潔にする, 圧迫して出血を止める, 患部を冷やすなどの自らできる簡単な手当てができるようにする。	(略)~, 実習を通して簡単な手当てができるようにする。

内容	新学習指導要領(H29)	旧学習指導要領(H20)
(3) 病気の予防 (ウ) 生活行動が関わって起こる病気の予防	(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となつて起こる病気の予防には、適切な運動、～(略) (新設)	
(3) 病気の予防 (ウ) 生活行動が関わって起こる病気の予防	(略), その予防には、全身を使った運動を日常的に行うこと、(略) (新設)	
(3) 病気の予防 (エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康	(略) 喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの～(略)	(略) 喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの～(略)

- ・ (1) 心の健康及び(2) けがの防止を第5学年で、(3) 病気の予防を第6学年で指導するものとする。また、けがや病気からの回復についても触れるものとする。
- ・ 各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。
- ・ 授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。
- ・ 効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

保健領域では、「学びに向かう力、人間性等」の内容はない。

## ポイント⑥-1

### 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

HP版解説：P. 161～166

#### 1 指導計画の作成

#### 主な変更があった項目(抜粋)

(1) 単元(題材)など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすること。その際、**体育や保健の見方・考え方**を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

(5) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科との連携を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連**を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした**合科的・関連的**な指導や、**弾力的な時間割の設定**を行うなどの工夫をすること。

(6) 障害のある児童などについては、**学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫**を計画的、組織的に行うこと。

## 2 内容の取扱い

次の事項に配慮するものとする。

## 主な変更があった項目(抜粋)

- (1) 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。特に、**運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫**するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が**様々な特性を尊重**するよう指導すること。
- (2) 筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、**コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成**を促すための**言語活動**を積極的に行うことに留意すること。
- (3) 第2の内容の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの**情報手段を積極的に活用**し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫すること。その際、情報機器の基本的な操作についても、内容に応じて取り扱うこと。
- (4) 運動領域におけるスポーツとの多様な関わり方や保健領域の指導については、**具体的な体験を伴う学習**を取り入れるよう工夫すること。
- (7) オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通して**スポーツの意義や価値**等に触れることができるようにすること。
- (11) 保健の指導に当たっては、**健康に関心**を持てるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

27

## 3 体育・健康に関する指導

## (抜粋)

- ・体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える重要な要素である。児童の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。
- ・心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。
- ・体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。

28

1 指導計画作成上の配慮事項

(6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた  
導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、体育科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

運動領域の指導に当たっては、当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じることが大切である。また、保健領域においても、新たに示された不安や悩みの対処やけがの手当などの技能の実技指導については運動領域の指導と同様の配慮をすることが大切である。

新学習指導要領HP版解説(体育科における障がいのある児童生徒への配慮)

		小学校
体育	困 難	●複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合
	意 図	○極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられる。
	配 慮 例	・動きを細分化して指導する。 ・適切に補助しながら行う。
	困 難	●勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合
	意 図	○活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがある。
	配 慮 例	・活動の見通しを立ててから活動させる。 ・勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認する。

## 「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するワンランク上の授業

### 1 1時間完結型

「主体的な学び」を促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

- \*学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- \*学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- \*追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

### 2 板書の構造化

\*思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

### 3 習熟の程度に応じた指導

- \*「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- \*「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫



安心して学べる「学びに向かう学習集団」

### 4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を創造する学習展開

各教科等の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定⇒情報収集⇒整理分析⇒まとめ・発信・交流⇒振り返り・評価」等の学習過程の中で行われる

- \*知識の関連付け、問いの発見・解決、自己の考えの形成、思いや考えに基づく創造
- \*様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

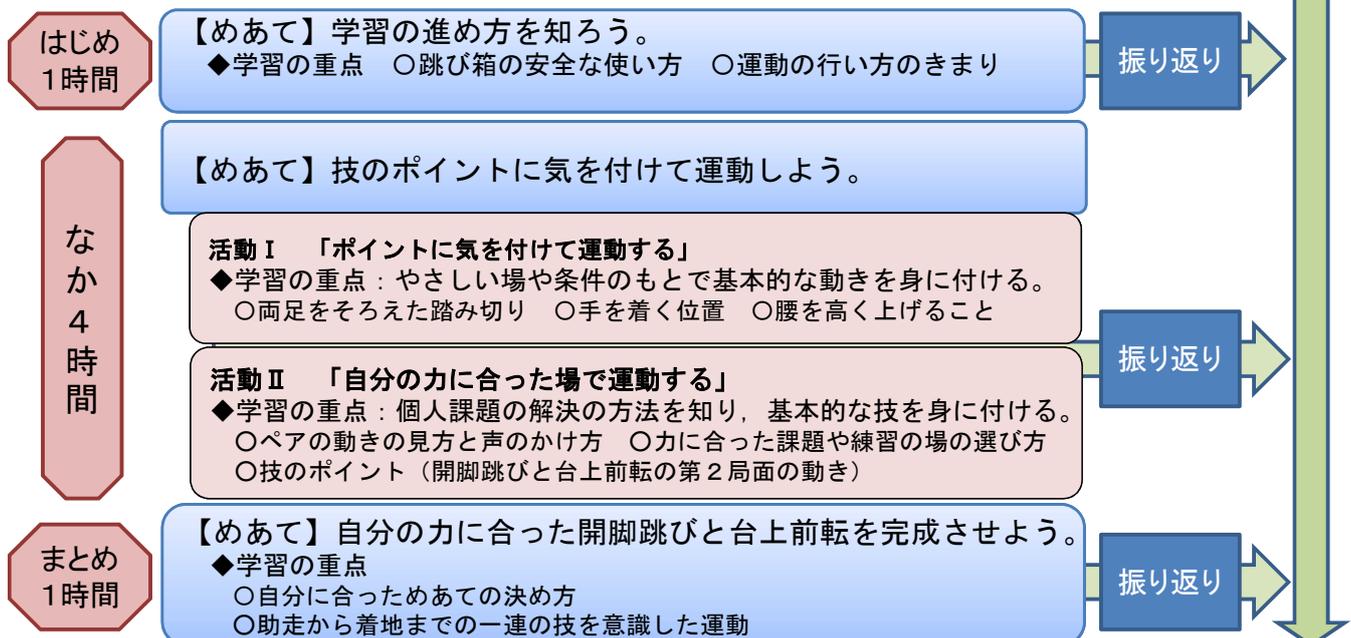
31

H29.5.1版

## 小学校体育 単元計画(例)【第3学年：器械運動(跳び箱運動)】

【単元のねらい】(第3学年及び第4学年の2学年分)

- (1) 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技をすることができるようにする。(知識及び技能)
- (2) 自己の能力に応じた課題を見付け、技ができるようになるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や器械・器具の安全に気をつけたりすることができるようにする。(学びに向かう力、表現力等)



【単元の振り返り】(記述例)

- ・技のポイントに気を付け、自分の力に合った基本的な開脚跳びと台上前転ができた。
- ・運動の行い方のきまりや安全を確かめながら、すすんで運動に取り組むことができた。
- ・開脚跳びと台上前転の技のポイントを知り、自分の力に合った場を選び、練習することができた。